

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

▼健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (15.00)	- (20.00)	7.8 (25.0)	- (350.0)

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が無いことから「-」で表しています。将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債が無いことから「-」で表しています。
() 内は早期健全化基準です。

▼資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	(20.0)
個別排水処理施設特別会計	-	
農業集落排水特別会計	-	
下水道特別会計	-	

備考 「-」は、資金不足額がないことを表しています。